

第9回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
平成19年1月18日(木)午後1時15分から午後3時30分まで
- 第2 開催場所
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者
(委員)
板野裕爾,大澤 廣,岡光民雄(委員長),片岡康夫,金平祖隆,高瀬雅男,
高橋一郎,二瓶由美子,芳賀 裕(五十音順,敬称略)
(説明者)
小川裁判官,近藤事務局長,佐久山民事首席書記官,高坂刑事首席書記官,
阿部事務局次長,山方総務課長
(庶務)
高林総務課課長補佐,栗田総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(山方総務課長)
 - 2 委員の交代
 - (1) 総務課長から,平谷正弘委員の退官に伴い,7月14日付けで岡光民雄委員が選任された旨説明
 - (2) 岡光民雄委員自己紹介
 - 3 委員長選出
規則6条1項により,岡光民雄委員を当委員会の委員長に選出した。
 - 4 議事
 - (1) 裁判員等の選任方法についてのビデオを視聴
 - (2) 小川裁判官が,裁判員等の選任手続についてのポイント説明
 - (3) 参加しやすい裁判の実現(裁判員制度導入の意義や参加することへの不安)についてのビデオを視聴
 - (4) (1),(3)及び(4)についての感想及び意見交換等の要旨
【裁判員等の選任方法について(= 委員長, = 委員, = 説明者)】
調査票や質問票の送付,呼出の取消しなど,初めて具体的な選任手続のイメージを知った。特に裁判所にお出でになったすべての方に対して質問手続を行うということは,初めての認識だった。100人の方すべてに質問をするのは大変なのではないか。
わざわざお出でいただいて,何の質問もしないということはいかがなものかという趣旨であり,人数にもよるが他の方法も考えられる。
100人の方を呼んだからといって100人全員が来るとは限らない。ある程度多くの方を呼び出す必要がある。
理由を示さない不選任請求のこともあるので,検察官としては皆さんから話を聞きたい気持ちもある。
出頭しても質問もされることなゝ帰されると,もう行かなくても良いという気持ちになってしまう。
上司として相談されれば,3日間程度職場を離れることは不可能ではない。しかし,本人が残務を気にしたり,面倒くさがったり,将来の評価を心配して相談せずに自分の判断で断ってしまうことが考えられる。新聞等のアンケートでは,辞退を希望されている方が非常に多いように見受けられるが,最後まで呼出しを無視するとどう

なるのか。

正当な理由がなければ、過料の制裁が科せられる。その旨が呼出状に記載される。御質問のような問い合わせが多くなるのではないかと考えている。

自分自身としては、時間の許す限り参加したいと考えている。

当然の問題として、企業への配慮が必要であると考え。中小企業は1人欠けても停滞してしまう。企業団体等で従業員の穴埋めができるような手当も必要ではないか。

一部の企業では裁判員のための休暇制度を作り、会社としてのバックアップも始めている。また、裁判所も裁判員に対して手当等を支払うことになる。

企業に対する保険制度などもできるかもしれない。

学生・生徒は辞退できることになっているが、実際に選ばれたときに裁判員をやってみたくとも講義への出席日数等が厳しく定められていれば参加が難しい。文部科学省や各学校において学生も参加できる制度を整えるべきと考える。

裁判員制度への積極的な参加については、最終的には職場等の理解が重要である。

交通事故や病気で従業員が休んだからといって倒産する会社はない。5週間程度の期間があれば、3日間程度のカバーはできると考える。

裁判員には日当等が支給されるようであるが、有給休暇で裁判に出席するのであれば、本人への日当ではなく企業に対する補償が必要ではないか。そうしなければ中小企業に有給休暇の協力は求められない。

経営者団体等への協力依頼は行っているのか。

最高裁判所からの協力依頼はもちろんのこと、各地裁単位でも事務局を中心に行っているところである。

周囲でも「裁判員として呼び出されたら」ということが話題になっている。企業・団体に属している人はある程度の知識を持っているようだが、その他の人は制度をあまり理解していないように感じる。検察審査員を経験した人の話を聞くと良い経験だったと言っているし、制度自体を迷惑と考えてはいないようだが、農家の収穫時期など、本当に行くことができない場合はどのようにすればよいのかを理解してもらう必要がある。今日の話をつかってみてかなり高い確率で選ばれる可能性があることに驚いている。

平成20年12月に候補者に選ばれた旨の通知が来たときには、どのような反応が考えられるか？

かなりの数の問い合わせがあることが考えられる。専門の窓口が必要ではないか。

そのようなことも検討されている。

未だ自分のことと考えている人は少ないと思うので、直前に予備知識を与えることが必要である。

中央で集中的に質問等を受け付ける「コールセンター」体制が必要ではないか。

それらしい名称で郵便物を送付するヤミ金、詐欺集団などと間違われないようにする必要がある。

最初の調査票の段階で少なくなった人数の上乗せが必要ではないか。

補充裁判員も一緒に選ぶことになるのか。

毎回選任されるとは限らないし、人数も決まっていない。

補充裁判員だった人は、次回優先的に裁判員になれるのか。

逆に補充裁判員であったことが辞退事由になる。

福島県内においては、郡山支部でも裁判員裁判が行われる方向で検討されている。

【参加しやすい裁判の実現について（＝委員長，＝委員，＝説明者）】

裁判員裁判においては、評議の時間が厳しくなると裁判官の意見に引きずられたり、逆にきちんと意見を制御しないと話が止まらないことも考えられる。裁判官としてもこれまでと違うものが求められる。

裁判員模擬裁判の評議をモニターで見えていたが、裁判員に意見を出させるために裁判長が遠慮しているように感じた。

いろいろな意見を引き出した上で、時間内に結論を引き出さなければならないということは初めての経験であり、非常に難しい技術を要している。

国民の司法参加ということであるが、国民はどれだけ理解しているのか。裁判所に呼ばれて、この事件と言われても知識はないし、資料があったとしても読む時間もないのであるから、開始前に手厚いレクチャーが必要である。

事実認定及び量刑について、裁判員と裁判官の意見が対等の重みを持つことで一般市民の感覚を取り入れるという制度であるが、これをどのように考えるか。

一般市民の感覚では、手錠を掛けられて入廷すれば既に有罪であるとの気持ちになってしまう。また、有罪と認定した後、量刑の判断も人によって感覚が違うのではないか。

量刑についての同種事例の説明は裁判官に求められることである。事実認定についても公判前整理手続によって整理された事実、検察官の求める意見に納得できるかどうかのみを判断するというのを裁判官が説明する必要がある。弁護士も争っていないようなことについて疑問を持ったりするといくら時間があっても足りない。

国民が司法をきちんと見るということも意義の1つと思う。昔から日本人は政治も裁判も「お上」がすることという意識であったが、20世紀は選挙に関心を持ち、21世紀は司法ではないかと思う。今までが悪かったということではなく、治安、人権などに関心を持ってもらうことが大事で、徐々に意識が変わってきていると思っている。

既に取り入れられた制度なのであるから、今ここで理由付けをしてもナンセンスかとも思うが、司法の専門家の分野に国民が参加し、法というものに目を向けることができることはメリットであると思う。

刑事裁判のシステム自体を知っている人は限られている。凶悪犯罪はすべて死刑にすべきという意見にもなりかねない。もっと刑事裁判を理解してもらうことが必要ではないか。

この制度により、一般の人の感覚を入れて、えん罪予防につながるのであれば一定の成果と言えるのではないか。そのためには取調状況等、捜査過程の可視化等を取り入れ、裁判員が事実をよく理解することが重要である。

先日、新聞紙上に模擬裁判員経験者の投稿が載っており、もっと事前説明に時間を費やすことが必要であるとの意見が出ていたが、オリエンテーション等の機会を設けて裁判員の役割を丁寧に説明することが必要だと思う。

12月の通知書送付の段階で講習会を行うべきではないか。当日の午後からだけでは大変だと思う。

教育の現場に身を置き、若い人達の社会性の薄さを感じている中で、裁判員制度を取り上げ、社会に目を向けさせようとしている。制度が始まれば、当事者になることにより考え方が良い方向に変わるのではないかと考えている。

複雑化する社会の中で、司法関係者のみの裁判ではなく、一般の人の意見を聞くことは必要なことで、逆に一般の人は参加することで遵法精神が強化されることにつ

ながら。量刑については一般の感覚といっても極端に分かれるかもしれないが、時間をかけて良い方向に向かうのではないか。

実際に裁判員を経験した人の意見を聞く機会はないのか。経験者の意見をくみ取り次にいかすことも必要だと思う。

経験した内容を外部に公開するか、内部資料とするかは別として、貴重な意見が出ると思う。

(5) 山方総務課長が、裁判員制度広報の活動状況について説明

5 次回の予定等について

(1) 次回の議題は、追って設定することとした。

(2) 次回開催期日を平成19年7月11日(水)午後1時15分からとすることです承された。

第5 閉会